

#### 第4号議案

#### 任期満了に伴う役員を選任について

理事及び監事の任期満了に伴い、下記の通り理事及び監事を選出する。川上志満氏（掛川市）は新任、他は再任である。任期は定款第15条に基づき2年（令和6年度、7年度）となる。

理事および監事候補者（任期：令和6年度、7年度）

特定非営利活動法人の名称	NPO 法人しずおかオーガニックウェブ
--------------	---------------------

役職名	再任または 新任の別	ふりがな 氏 名	住所又は居所
理事	再任	よしだ しげる 吉田 茂	焼津市
理事	再任	みき ゆみこ 三木友美子	藤枝市
理事	再任	やまもと まき 山本 真紀	田方郡函南町
理事	再任	わたなべ めぐみ 渡辺 恵美	三島市
理事	再任	すずき かずまさ 鈴木 一正	富士宮市
理事	再任	うえだ ゆき 上田 由紀	富士宮市
理事	再任	あくつ ありつね 坏 有恒	静岡市
理事	再任	きねづか あゆみ 杵塚 歩	島田市（藤枝市）
理事	新任	かわかみ しま 川上 志満	掛川市
理事	再任	かわた しのお 川田 忍	浜松市
監事	再任	さくよし むつみ 作吉 むつ美	富士市
監事	再任	おぐし かずこ 小楢 和子	富士市
監事	再任	ながおか ともみ 長岡 智美	静岡市

（参考）NPO 法人しずおかオーガニックウェブ定款

第4章 役員及び職員

（役員の種類、定数及び選任等）

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を代表理事とし、若干名を副代表理事とする。

- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

第14条（略）

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3（略）

4（略）

役員名簿（令和6年度）

特定非営利活動法人の名称	NPO 法人しずおかオーガニックウェブ
--------------	---------------------

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	よしだ しげる 吉田 茂	焼津市	無
副代表理事	みき ゆみこ 三木友美子	藤枝市	無
理事	やまもと まき 山本 真紀	田方郡函南町	無
理事	わたなべ めぐみ 渡辺 恵美	三島市	無
理事	すずき かずまさ 鈴木 一正	富士宮市	無
理事	うえだ ゆき 上田 由紀	富士宮市	無
理事	あくつ ありつね 坏 有恒	静岡市	無
理事	きねづか あゆみ 杵塚 歩	島田市	無
理事	かわかみ しま 川上 志満	掛川市	無
理事	かわた しのぶ 川田 忍	浜松市	無
監事	さくよし むつみ 作吉 むつ美	富士市	無
監事	おぐし かずこ 小楡 和子	富士市	無
監事	ながおか ともみ 長岡 智美	静岡市	無

\* 1 役職名の欄には、理事長、副理事長、理事、監事等の職名を記載する。

理事は3人以上、監事は1人以上置かなければならない。

2 報酬の有無については該当欄に記入。

報酬を受ける者は役員総数の1/3以内であること。